

会津若松地方広域市町村圏整備組合中間処理施設整備に係る施設整備基本計画 検討委員会設置に関する取扱要領

平成 26 年 12 月 11 日決裁

(趣旨)

第 1 この要領は、会津若松地方広域市町村圏整備組合中間処理施設整備に係る施設整備基本計画検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）の施行において必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第 2 要綱第 3 条に定める検討委員会の構成人数は次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理事業に関心を持つ圏域内の公募住民 2 名
- (2) 新施設が所在する深川地区及び鍛冶屋敷地区並びに新施設周辺の深川北地区、幕内地区及び二日町地区の代表者 5 名（各地区 1 名）
- (3) 会津若松市区長会 1 名
- (4) 学識経験者 3 名
- (5) 関係行政機関の職員 2 名

(報償費)

第 3 検討委員会の委員の受ける報償の額は、次の区分のとおりとする。ただし、委員が行政機関の職員である場合は、報償は支払わない。

- (1) 要綱第 3 条第 4 号に掲げる者にあつては、日額 40,000 円とする。
- (2) 要綱第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる者にあつては、日額 7,500 円とする。

(費用弁償)

第 4 要綱第 3 条第 4 号に掲げる者が、検討委員会に出席する場合において旅費を支給するものとし、その額は会津若松地方広域市町村圏整備組合職員等の旅費に関する条例（昭和 47 年会広整組条例第 15 号）を準用し、管理者等の区分に相当する額とする。

附 則

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。